# 犯罪者を家族にもつ人びとのスティグマと不可視性

# ── 情報の管理/操作の実践に着目して ──

髙 橋 康 史

# 1 問題の所在

本稿の目的は、犯罪者を家族にもつ人びと"がスティグマをめぐる情報の管理 /操作を、どのように実践しているのかについて、不可視性に注目を置き考察を 試みるものである.

Erving Goffman は、「ことに人の信頼/面目を失わせる働き(discredit)が非常に広汎にわたるときに、この種の属性はスティグマ」(Goffman 1963 = 2003:15-6)であると述べ、その概念的特徴を「属性ではなくて関係を表現する言葉」(Goffman 1963 = 2003:16)とした。こうした関係としての特徴をもつスティグマは、「対他的な社会的アイデンティティと即自的な社会的アイデンティティの間のある特殊な乖離を構成」(Goffman 1963 = 2003:16)しているため、「レッテル貼りに対して、たんに他者からひどいレッテルを貼られるということだけでなく、それを受け止め評価する自分という存在(主体)の働きに目を向ける」(坂本 2007:43)概念である。このように、スティグマにおける関係の意味とは、それを負う者の他者と自己との関係だけでなく、自己と自己との関係も含んでいるのである。

関係としての概念的特徴をもつスティグマの観点から、犯罪者を家族にもつ人びとを捉えた場合、次のような 3 つの特徴が存在する。第1に、人生の途中でスティグマが付与されるという点である。Goffman がいうモラル・キャリア概念の 1 類型として示されているように、彼/彼女らは人生の途中でスティグマが付与される。第2に、Goffman が「縁者のスティグマのためにスティグマをもつことになった人びと」(Goffman 1963 = 2003:59)の存在を指摘しているように、家族内から逸脱者が出現することでスティグマの問題と向きあうことになる点である。したがって、彼/彼女らのスティグマの根源は外在的なものである。そして第3に、彼/彼女らのスティグマが、不可視性の問題を含んでいるという点である。後に詳述するが、犯罪者を家族にもつ人びとのスティグマは、古典的なスティグマ論が前提としてきた可視性という問題だけでなく、目に見えないものであるという不可視性も問題の 1 つとして立ち現れてくる可能性がある3.

ところで, スティグマとは社会的に望ましくない属性が他者や社会に暴露され

ることで付与されるものであり、そのスティグマを回避するために、「まだ暴露されていないが(暴露されれば)信頼を失うことになる自己についての情報の管理/操作、簡単にいえば〈パッシング〉」(Goffman 1963 = 2003:81)が用いられる。そしてその前提には、スティグマをもたない者(すなわち、常人)と、スティグマを負う者との関係が存在する。したがって、社会的に望ましくない属性が、他者や社会に可視化されることによってスティグマとなり、その他者からのまなざしを管理するためにパッシングが用いられると理解されてきた。

しかしながら、これまでの犯罪者を家族にもつ人びとのスティグマに関する先行研究においては、他者からのまなざしを管理することだけでなく、自己のまなざしを管理することも重要な意味をもつことが明らかにされている。例えば、高橋康史(2015)は、犯罪者を家族にもつ人びとへのインタビュー調査を行い、彼/彼女らが同じ属性をもたない他者との出会いや相互作用を通じて、加害者の家族としての自己との距離化を行い、スティグマを受容することを明らかにした。また、上述した犯罪者を家族にもつ人びとのスティグマの特徴の第1点と第2点を理由として、彼/彼女らが本来的に常人であると捉え、加害者の家族としての自己との距離化には、常人としての役割の付与が求められることを指摘した。この点から、犯罪者を家族にもつ人びととは、常人としての自己とスティグマを負う人としての自己の2つの自己が共存していることに気づく。そのため、彼/彼女らにおいては、仮に他者や社会に望ましくない属性が暴露されていないとしても、常人としての自己が存在するがゆえに、自己と自己との関係においてスティグマの付与が成立するのである。

したがって、犯罪者を家族にもつ人びとにおいては、スティグマが可視化されていなくとも、スティグマとなり得る場合があると考えられる。この点が、Goffman (1963 = 2003)を代表とする古典的なスティグマ論が見落としてきた点である。そこで本稿では、古典的なスティグマ論が見落としてきたスティグマの不可視性に注目を置き、犯罪者を家族にもつ人びとのスティグマをめぐる情報の管理/操作の実践を検討する。

以下からは、次のような流れで論じる. 第1に、犯罪者を家族にもつ人びとをめぐる社会学的研究をレビューし、彼/彼女らのスティグマ経験をめぐる不可視性に注目する必要性を示していく. 第2に、実際の犯罪者を家族にもつ人びとの情報の管理/操作の実践を、スティグマの不可視性に注目しながら検討する. 第3に、そうした彼/彼女らの情報の管理/操作の実践に関する事例検討から、スティグマの不可視性について考察を試みる.

# 2 先行研究

本章では、犯罪者を家族にもつ人びとに関する研究を参照する. 第1に、犯罪・ 非行の研究において家族がどのように位置づけられてきたのかを検討し、そこで 描かれてきた犯罪者を家族にもつ人びとの主体像を示していく. 第2に, 犯罪者を家族にもつ人びとのスティグマの管理に関する研究を参照し, 第3に, その先行研究をもとに Goffman のスティグマ論を捉え直し, 犯罪者を家族にもつ人びとの情報の管理/操作の特徴について検討する.

### 2.1 犯罪・非行をめぐる家族の位置づけ

2010年以前の犯罪社会学の領域においては、犯罪者を家族にもつ人びとは、犯罪・非行を生み出した存在(原因としての家族)、再犯・再非行防止の機能を果たす存在(抑止要因としての家族)として位置づけられ、捉えられてきた。

第1の視座である「原因としての家族」では、犯罪者や非行少年を出した家族がもつ問題性が強調される(本村 1985; 堀内 1985; 清永 1985). 特に日本では、その原因を「親」に求める傾向がある. 本田宏治は、「ある人が犯罪や非行をおこなったとき、日本ではその行為者の家族、とりわけ『親』に原因を求める考え方が根強い」(本田 2010: 20) と述べ、その具体的な例を次のように説明する. それは、「発達段階に適切な態度でわが子と向き合わなかった『親』が原因として問われる. 世帯の構成や実父母の欠損の有無を問われることがある. また、家族同士のぬくもり、敵意、愛着、幼少時の親子の絆の欠如を責められることもしばしばである. さらには、犯罪や非行に対する親の規範意識の程度を問う見方もある」(本田 2010: 20). 以上のように、原因としての家族では、事件を起こした本人の家族に、非行や犯罪の原因性を見出している.

一方,第2の視座である「抑止要因としての家族」では,犯罪者や非行少年の社会復帰に向けた家族の絆の再構築が重要視される(小柳 1989; Hirschi 1969 = 1995; 佐藤 1989).このことは研究だけでなく,受刑者の処遇においても同様の傾向が見られている。受刑者に対する仮釈放や保護観察において,更生保護法における「引受人」としての役割がそれにあたる。さらに,非行・犯罪の立ち直りに関する実践現場においては,犯罪・非行を生じさせた家族に問題性(原因としての家族)を見出しながら,家族の問題を克服し,家族機能を回復させることで犯罪・非行を防ぐ,あるいは更生させるための側面を強化すること(抑止要因としての家族)が重視されている(生島 1985;生島 2012).

この2つの立場に対して、望月嵩は家族社会学的な観点からその問題点を指摘した。それは第1に、抑止要因としての家族に関する研究が、定位家族と生殖家族を区別せず、犯罪者本人との関係性を曖昧にしたまま論じてきたこと、第2に、この曖昧さの結果として、「犯罪の原因となった家族が、なぜ更生の場たり得るのかを説明」(望月 1989:59) できていないことである。具体的には、抑止要因としての家族には定位家族および生殖家族の両者があてはまるが、原因としての家族には生殖家族が当てはまらない場合があるということを意味している。そして、この2つの問題点を克服するために、「被害者としての家族」の側面を理解する必要性を主張した。

ここで特徴的なのは、望月は犯罪者を家族にもつ人びとの主体性を強調した点にある。原因としての家族と抑止要因としての家族はあくまで犯罪・非行経験者(以下、本人と表記する)を主体として位置付けていることが前提であったのに対して、被害者としての家族とは、「家族が直接犯罪の対象となるという意味ではない。それは、犯罪者を出した家族が、あたかも犯罪者自身であるような扱いを社会からうける」(望月 1989: 60)主体として捉え直した。すなわち、ここでは犯罪者を家族にもつ人びとは、社会から困難を強いられる主体として捉えられている。

実際に、これまで犯罪者を家族にもつ人びとは、生活上の困難をもつことが明らかにされてきた。家族は、経済的困窮や心理的負担、社会的排除等の経験をもつこと(鮎川 2011; Morris 1965; 深谷 2015)、本人との関係性の問題(Arditti 2005; Mills and Codd 2008; Naser and Visher 2006)をもつことが明らかにされてきた。2010年以降、日本においては家族自身がもつ困難に対して、支援の必要性が提唱され(深谷 2013)、事例をもとに支援の方法についても検討されてきた(阿部 2015; 深谷 2014, 2015)。

しかしながら、こうした被害者としての家族は、彼/彼女らのスティグマ管理の実践を捉えるうえでは、有効なものではない。なぜなら、スティグマ管理の実践において、彼/彼女らは困難を強いられる受動的存在ではなく、社会における自己の位置づけを自ら改善しようとする能動的な存在として捉えられるからである。内田良は、犯罪者を家族にもつ人びとは、「犯罪者・逸脱者としてのレッテルを貼られる『被害者としての家族』でもあるが、他方で、そのレッテルを巧妙に回避しようとする『戦略主体としての家族』でもある」(内田 2001: 201)と述べる。すなわち、彼/彼女らは状況を改善しようとする能動的な存在でもある。そういった点から、犯罪者を家族にもつ人びとのスティグマ管理の実践を捉えるにあたって、被害者としての家族と異なる視点から捉えていく必要がある。

そこで、以下からは犯罪者を家族にもつ人びとのスティグマに関する研究を通じて、そこで描かれている主体像を確認すると共に、スティグマに関する研究において明らかにされてきたことを整理する.

#### 2.2 スティグマの管理に関する研究

以上に論じてきたような被害者としての家族に対して、犯罪者を家族にもつ人びとのスティグマに関する研究では、内田が述べていたような戦略主体としての家族を想定して論じられてきた。とりわけその傾向は、スティグマの管理に関する研究に顕著に見られている。スティグマの管理に関する研究では、自己物語論と演劇論的逸脱論の2つの点において中心的に議論されてきた。

第1に、自己物語論の議論を確認したい。Rachel Condry (2007) は、犯罪者を家族にもつ人びとのセルフヘルプ・グループへの参与観察およびインタビュー調査にもとづき、セルフヘルプ・グループにおいて、メンバー間の相互作用

によって生じていた集合的な物語に注目を置いた。Condry が分析の対象としたセルフヘルプ・グループでは、「忘れられた被害者」としての集合的な物語が存在していたという。彼女は、この集合的な物語が参加者に柔軟なカテゴリー(flexible categories)として作用し、個人の物語に取り入れられることを明らかにした。また、犯罪者を家族にもつ人びとが体験に意味づけを行うにあたって、同じ属性をもつ者同士の相互作用(ピア関係)の重要性を記述している。これに対して、彼/彼女らの回復を議論するにあたって、ピア関係以外にも注目する立場も存在する。髙橋(2015)は、犯罪者を家族にもつ人びとへのインタビュー調査をもとに、彼/彼女らが、同じ属性をもたない他者との出会いや相互作用を通じて、加害者の家族としての自己との距離化を行い、スティグマを受容することを明らかにした。また Helen Codd(2002)も、セルフヘルプ・グループが、参加者にとってポジティヴな影響を与えることを評価しながらも、ケアヴァーとしての役割期待を与えていることを指摘した。

第2に演劇論的逸脱論では、彼/彼女らの情報の管理/操作について論じられてきた。Hazel May (2000) は、15人の殺人犯の家族へのインタビュー調査を行い、彼/彼女らのスティグマの管理を検討した。彼/彼女らが、事実が知られている状況と知られていない状況を行き来する形で情報管理を行うことを明らかにした。そして、それらの管理方法を類型化した。May の研究については、次節において確認する。また、髙橋康史 (2014) は、日本における犯罪者を家族にもつ人びとにインタビュー調査を行い、彼/彼女らの社会関係の変化について検討した。彼/彼女らは、「関係性からの自発的な撤退」という方法を用いて、情報を管理し、この方法を用いることが結果として社会的排除につながることを明らかにした。スティグマ管理の実践を議論の対象とする本稿では、第2の演劇論的逸脱論をもとにその問題意識を明確化していきたい。以下から、Goffmanのスティグマ論を参照しながら、犯罪者を家族にもつ人びとのスティグマ管理の実践において議論の不十分な点を整理する。

#### 2.3 スティグマの不可視性を捉える必要性

以上に論じてきたように、これまでの犯罪者を家族にもつ人びとのスティグマ 管理に関する研究では、その実践をめぐる方法や帰結が明らかにされてきた.

ここで注意しなければならないのが、スティグマをめぐっては以下の2つの状況が存在するという点である。スティグマを負う者は「第1の場合には、人はすでに信頼を失った者(the discredited)の苦境におかれるのであり、第2の場合には、信頼を失う事情のある者(the discreditable)の苦境におかれる」(Goffman 1963 = 2003: 18)ことを前提としているという点である。

そして、信頼を失う事情のある者でありながら、信頼を失った者として周囲から認識されていない場合には、「まだ暴露されていないが(暴露されれば)信頼を失うことになる自己についての情報の管理/操作」(Goffman 1963 = 2003:

81) の問題をもつことになる。そこでは、「特定のスティグマの〈可視性〉(Visibility)という問題」(Goffman 1963=2003:88)が孕んでいる。ここでいう可視性 $^9$ とは、ある人がスティグマを持っていることを(他人に)告知する手がかりが、スティグマそのものにどの程度備わっているか、という問題である(Goffman 1963=2003:88).

しかしながら、犯罪者を家族にもつ人びとの場合、可視性とはまた異なる観点から情報の管理/操作の問題を理解しなければならない可能性がある。例えば、先述の髙橋(2014)は、彼/彼女らが情報の管理/操作を行っている場合と行っていない場合の違いに注目していた.髙橋は、情報の管理/操作を行っていた人はその他者との相互行為において、回避儀礼(Goffman 1967=2012)<sup>60</sup> が存在していたことを指摘する。そしてこの回避儀礼が存在していると認識していた家族は、「自らのスティグマや秘密を詮索されない安心感を抱くことを前提としていた」(髙橋 2014:60)という。

すなわち、犯罪者を家族にもつ人びとが情報の管理/操作を行う時には、スティグマにかかわる情報を開示すると同時に、その情報を統制することが求められることを意味している。なぜなら、彼/彼女らのスティグマは、そのスティグマを他者に告知する手がかりが備わっていないからである"。たしかに、裁判所やセルフヘルプ・グループ等のある特定の場所や文脈においては、「加害者の家族」として周囲から見なされたうえで自己を振る舞わなければならない(May 2000)。しかし、そうした特定の文脈以外の日常生活においては、彼/彼女らの「加害者の家族」であるという手がかりは、情報を通じて伝えられるものであり、目に見えないものである。

したがって、彼/彼女らのスティグマには、不可視性という問題が孕んでいるという仮説が浮かび上がる。そこで、彼/彼女らのスティグマ管理の実践について、スティグマの不可視性に焦点を当て、事例の検討を試みたい。

# 3 事例検討の視点

以上に論じてきたことを踏まえて、本稿における事例の検討では、周囲に事実が知られている状況と知られていない状況での情報の管理/操作の実践において、いかにしてスティグマの不可視性の問題が生じているのかを記述する. May (2000) は、15人の殺人犯の家族へのインタビュー調査をもとに、家族がどのようにスティグマを管理しているのかを明らかにした。 May による情報の管理では、他者にその事実を知られている状況と知られていない状況という、2つの状況に置かれることを前提としていた.

そこで、本稿における事例の検討では、周囲に事実を知られている状況における情報の管理/操作の実践および周囲に事実が知られていない状況における情報の管理/操作の実践を記述することを試みる。その際、May が類型化した情報

の管理/操作を参考にする. May は、以下のようにその実践を類型化した.

第1に、スティグマをもっているということを、他者や社会に知られてしまっている場面や状況、すなわち開放認識文脈(open awareness contexts)のなかで行うマネジメントである。この状況下では、「空間の管理」を通じてスティグマのマネジメントを行う。そこでは、「安全性のあるプライベートな領域と危険性をもつ公的領域の2つの空間を、明確に区別することで特定の状況を避ける」(May 2000: 207)方法が用いられる。例として、「カーテンを閉じる、電話番号を変える、時に、公の場所の回避をする」(May 2000: 208)などがあげられる。このように、周囲に事実が知られている状況においては、公的な空間と「私的な空間」を明確に区別しながら、空間を管理することが特徴的である。

第2に、スティグマをもっていることを他者や社会に知られていないという場面や状況、すなわち閉鎖認識文脈(close awareness contexts)のなかで行うマネジメントである.ここでは、事実や情報を隠すことが可能であるため、家族は情報を管理することによってスティグマをマネジメントする.

情報を管理するにあたっては、非排他的な四つの方法が用いられる。第1に、「属性にかんしてより許容される内容にすり替えることによって信用を失う事情について呈示し、部分的に情報を隠すことを可能にする『再呈示』である。象徴されるものとしては犯罪の重さであり、殺人罪より重大でない犯罪の方が許容されやすい」(May 2000: 210).第2に,彼ら/彼女らの真実を特定の他者に明らかにするか、または隠すかということを判断するという「選択的な開示」である.インタビューでは、「開示によって拒絶や攻撃の恐れ等の高いリスクが知覚されていた.この場合,彼ら/彼女らは自身の安全の保障を確認するという安全の評価を行っていた」(May 2000: 210).その際「他者に情報を隠すか明らかにするかという決定はしばしば親密さを中心に展開される」(May 2000: 211)という.第3に、「治療的な開示」である.「情報の開示は、自己肯定感を高めることを助ける機能がある」(May 2000: 211).そして第4に、「関係性が早い段階における情報の開示を行い、長い付き合いになる段階での問題化を防ぐ『予防的な開示』である.それは、世間話を防ぐ試みとして開示を行い、予防的な形式を採用している」(May 2000: 212).

本稿の事例検討においては、以上の May のスティグマ管理概念を援用しながらデータを記述する。一方で、本稿では May が類型化したように、周囲に知られている状況と知られていない状況を明確に区別した形で事例を記述することは行わない。なぜなら、Goffman が述べているように、スティグマを負う人びとは上述したような 2 つの状況のいずれも経験することがあるものの、「必ずしもつねに両者を別々に論ずるものではない」(Goffman 1963 = 2003: 18)と考えられるからである。事例でも見ていくように、犯罪者を家族にもつ人びとは、周囲に事実を知られている状況と知られていない状況とを、常に明確な区別をしながら情報の管理/操作の実践を行うのではなく、その境界線は曖昧さを含んでいる。

# 4 インタビュー調査の概要

インタビュー調査は、犯罪加害者家族への支援活動を行う特定非営利活動法人 X の協力のもと実施した. X から紹介があった家族に対して調査を行った. 調査 期間は,2012年7月から2012年10月で、時間は1家族あたり45分から120分である.

インタビュー調査は、半構造化面接形式で行った。質問項目の作成には、予備調査として家族に対する聞き取りを実施し、予備調査を先行研究と照らし合わせ質問を作成した。質問は、①事件発生前の生活について、②事件発覚時について、③家宅捜索・事情聴取について、④裁判について、⑤家族の受刑について、⑥事件後における生活や気もち、関係性の変化についてという6つの点を大項目とした。質問項目にもとづき、調査では開始時に「事件前の生活について教えてください」と問い、その後は協力者の語りの内容やその場の状況に合わせて、6つの大項目から質問を選択し投げかけている。

調査は以下のような手続きで行った. 第1に,協力者に対して研究の主旨や個人情報の管理などを書面で説明した. 第2に,遵守する事項をまとめた誓約書を 手渡した. 第3に,調査協力確認書に同意の署名を依頼した. その際,調査協力の同意の撤回ができるよう同意撤回書を手渡した<sup>8</sup>.

この調査では、7人の犯罪者を家族にもつ人びとに対するインタビューを行ったが、本稿では3人の協力者の事例を取り上げる。A さん(50代)は、子が強盗を行い逮捕された経験がある。B さん(40代)は、親が殺人を行い逮捕された経験がある。C さん(50代)は、パートナーが殺人を行い逮捕された経験がある。C

以下から、犯罪者を家族にもつ人びとの情報の管理/操作の実践について、May (2000) のスティグマの管理概念を接用しながら記述する. その記述の目的は、彼/彼女らの情報の管理/操作の実践を通して、スティグマの不可視性の問題を考察することである.

# 5 事例の検討

本章では、犯罪者を家族にもつ人びとの情報の管理/操作実践の事例の検討を行う。第1に、周囲に事実が知られている状況と知られていない状況に曖昧さをもつ A さんの事例を検討し、第2に、周囲に事実が知られていない状況に置かれている B さんの事例を検討し、最後に、周囲に事実が知られている状況に置かれている C さんの事例を検討する。なお、以下からは、「インタビューでの語り」として表記する。

### 5.1 「そういう目で見られるのが怖い」

3章において、スティグマを負う人は常に周囲に事実が知られている状況と知られていない状況を明確に区別したうえで、情報の管理/操作の実践を行うのではないことを確認した。第1に、周囲に事実が知られているか否か明瞭ではない状況に置かれている場合の事例について検討したい。

A さんは、子が強盗を行い逮捕される経験を持っている。A さんは、事件が発生する前後も同じ場所に居住している。事件が発生してからは、主に近隣住民との関係に悩まされていた。なぜなら、自宅の周辺の住民に、子が起こした事件について噂が広がっているのではないか、と懸念しているからである。そうした状況に対して、A さんは新たな社会関係を得るために、次のような方法で対処を行ったという。

あ、もう今まで、あんまり運動してなかったから、ま、身近で、ああ、やっぱり運動…できなかったから、うん. したいと思って、行ってたんで、それでずっと、ちょっとしばらくは、もう、あの…やっぱり…あの…視線…みんなの視線気に…な、なるっていうのがあって…(中略)…全く誰も知らないところに、行ったら、自分自身がリフレッシュできるっていうのがあって…で、そこに、だから、地域の、あの…あの、やってる、あの、こういう、公的にやってるの、行けば、必ず誰かに会うから、安くてそっちの方がいいんですけれど、そこに行くと、誰に会うかわからないし、そういう目で見られるっていうのが怖いから、もう…公的じゃないところに行ってる。そしたら、全然、私と…子どもとの、関係性ってもうわからないから.

A さんは、「公的な場所」へ行くと自分自身のことを知っている他者と出会うのではないかという危機感を持っていた。もし知っている他者に会った場合、「そういう目で見られる」ことを恐れていた。そして、A さんは「本人との関係性がわからない」集団を求めていった。その理由は、「全く誰も知らないところに行ったらリフレッシュできる」からである。そして、A さんは、そこで知り合った友だちとの会話では、子どもの話をしなくて済むことから「ストレス発散になります」とも語っていた。

May (2000) は,周囲に事実が知られてしまった状況において,私的な空間と公的な空間を使い別けることによって空間の管理という方法を用いることを明らかにした.しかし,A さんも「公的じゃないところ」を求めていたように,情報の管理/実践として「公的な場所」を回避していた.

ここで特徴的なのは、A さんが空間の管理を行うことができたのは、「公的じゃない」場所において自らのスティグマが可視性をもたないことを認識していた点にある。A さんは、スティグマが他者に告知されない条件として、A さん自身のことや「子どもとの関係性」について、「全く誰も知らないところ」を認識していた $^{10}$ 、したがって、A さんの空間の管理による情報の管理/操作の実践を可

能にしていたのは、スティグマが不可視性をもつことであった。

それでは、実際に周囲に事実が知られていない状況下に置かれた場合には、いかにして情報の管理/操作を行っていくのだろうか、次節にて確認したい。

### 5.2 明かさないことが「生きる術」

Bさんは、10年以上前に、親が殺人を行い刑務所に収容される経験をもつ. B さんは、過去に親の犯罪について他者から指摘される、あるいは批判されるという経験をもつことがなく生きてきた.

しかし、Bさんは親が殺人をしたことを理由に、以前交際していた恋人から別れを告げられるという経験をしている。その結果、数年間に渡り、知人や友人等の周囲に居る人びととの距離を置きながら生活をしていた。Bさんは、そのことについて次のように語っている。

あの、恐くて恐くて、とてもそんなこと、オープンにできない…ですし… あの…しちゃいけない…しなくてもいいような…ことなのかなぁて…それ が、生きる術っていうか…

一(問) 隠していくことですか?

隠していくっていうか、まぁ、生きるためにもう仕方ない、生きてくため に仕方ねぇのかなって…

Bさんは、家族に殺人を犯した者がいるということを他者に知られること自体が「恐ろしい」と感じていた。また、その事実がばれないことが「生きる術」であると語っていた。

しかしながら、Bさんは、「生きる術」の実践を「隠すこと」としては捉えていなかった。なぜなら、調査者が「隠していくことですか?」という問いを投げかけたとき、Bさんは、隠していくことというよりも、「生きるために仕方がない」こととして捉えていたからである。したがって、Bさんの「生きる術」の実践は、「隠すこと」というよりも「オープンにしてはいけないこと」として捉えていたことが特徴的である。

実際にBさんは,重要な意味をもつ他者にのみ,関係性の早い段階で事実を伝えることによって,情報の管理/操作の実践をしていた.これは,May のいう選択的な開示および予防的な開示に該当する.この結果,Bさんは上述の選択的な開示と予防的な開示によって,新たな社会関係を獲得していった.その社会関係は,親密性をもつものであり,Bさんにとって重要な意味をもっていた".

一方で、身内が起こした犯罪について明るみにならないよう、他者と常に一定の距離をとり関わっていったという。「オープンにしてはいけないこと」としての「生きる術」の実践を行っていたBさんは、仮に周囲に事実が知られてしまったことを想定し、次のように語っていた.

(事件について)「言われてたらどうなってたんだろうなぁ」って…逆に言われてたら、言われてた方が、こう開き直って、あの…「まぁしょうがねぇじゃねーかよ」っていうか…あの…ね…それはそれで、「俺は俺なんだし…」って考えられたのかもしれないんですけども、幸いそういうこと言われたことなかったんで、あの…

このようにBさんは、仮に事件について知られ、他者にその話題に触れられた場合「開き直る」ことができたのかもしれないと発言している。それでは、実際に周囲に事実が知られてしまった状況下に置かれた人は、いかなる情報の管理/操作の実践を行うのであろうか。次節において確認したい。

#### 5.3 「知らない土地に引っ越してきた感じ」

最後に、実際に周囲に事実が知られてしまった家族の情報の管理/操作の実践について取り上げる。家族が起こした事件が重大な場合、メディアでの報道により事実が知られている状況に置かれる。また、メディアでの報道を経験していない家族も、他者間の噂話によって周囲に事実が知られてしまう場合もある。Cさんは、パートナーが殺人を行い、捜査やマスコミの取材が近隣住民にまで及んでしまった。結果として、Cさんはパートナーが殺人犯であることを、居住している地域の近隣に住む住民や友人等に知られてしまうことになる。Cさんは、周囲に事実を知られてしまったことで、次のような経験をしたという。

あの…い、えーっと、えー、今まで行ってたお米屋さんとか、今まで行ってた八百屋さんとか、あのー、もう地元なんで、もう10年以上ずっとそこに… (中略) …それ(捜査やマスコミの取材を受けたこと)を聞いたので、あの全部お店変わりました。もう、あのそこに行くと、自分もだから、どう、どうして言ったらいいのか…なんかギクシャク…どう考えてもね、変でしょ?なんか、多分、あの…相手の、人は、なんていうかこう…向こうからはその話出してきにくいと思うんですね。で、私から…は、言えるとしたら、ねぇちょっと騒がし、騒がせた…ことで…お詫び…っていうんですか…

このように、周囲に事実が知られてしまった場合、情報を管理/操作することそれ自体が、不可能な状況に置かれてしまう。C さんは事件の発生後、他者から向けられるまなざしを予期することによって、事件発生以前に日常的に利用していたお店へ行くことを避けるようになっていった。そして、「全部のお店を変える」ことで対処した。これは、May (2000) が述べる空間の管理に該当する。

しかし、同時に C さんは、私的な空間を失っていたことがわかる. C さ

んは、「今まで交流あったところには、私は入って行くべきじゃない」と考えるようになった。

Cさんは、「全部正確には伝わらない」ことを懸念する。例えば、周囲にいる人びとから、事件の詳細等について問われた場合、Cさんはそれに対して答えざるを得ないと認識していた。そして、そこで発言したことが人伝いに伝わっていき、誤解を招くような話へと変化していくことを懸念する。その結果、誤った情報が様々な他者へ伝わってしまうリスクを認識していた。Cさんはそうした「居心地の悪い」感覚を、次のように例えていた。

地元に居るってなんかずっとどこに行っても自分の家の延長みたいな感じで生活してきたのが、家はそのままなんですけど、その周りの、あの…なん…お店とか生活に関わるそういのが、ぜーんぶ新しいところになってるので、物凄い勝手が悪いっていうんですか…

一(問)居心地が悪いという感じですか?

[うなずきながら] 知らない土地に引っ越してきた感じ…って言ったらいんですかね、ん…ですね。

C さんにとって、これまで利用していた店は、「家の延長」の語りにあるように私的な空間であった。しかし、事件の発生とともにこれまで利用していた店へ行くことができなくなり、公的な空間へと変容したことがわかる。そのことで C さんは、私的な空間を失うこととなり、それが「知らない土地に引っ越してきた感覚」を招いていたのである。

# 6 考察

本章では、事例検討のまとめを行ったうえで、犯罪者を家族にもつ人々の情報の管理/操作の実践から、スティグマの不可視性に関する考察を試みる.

#### 6.1 事例検討のまとめ

考察を行う前に、事例検討のまとめを行う。本稿では、3人の調査協力者のスティグマに関する情報の管理/操作の実践をもとに事例検討を行った。第1に、周囲に状況が知られている状況といない状況に曖昧さをもつ調査協力者の情報の管理/操作の実践について確認した。A さんは、May が述べていた空間の管理を実践することで、対処していた。そこで特徴的であったのが、空間の管理を行うことを可能にしていたのは、自らのスティグマが可視性をもたないこと認識していた点にある。

第2に、周囲に事実が知られていない状況に置かれている調査協力者の事例を確認した。Bさんは、「オープンにしないこと」が「生きる術」と語っていた。

一方で、自らの属性を知られていない他者との相互行為において、May のいう 選択的な開示と予防的な開示を行うことによって、親密性をもつ他者との関係性 を構築することに成功していた。

第3に、周囲に事実が知られている状況に置かれていた事例を確認した. C さんは、メディアでの報道等を通じて、周囲にいる人びとに身内の事件を知られてしまっていた. その結果、「家の延長」であった社会関係を避けることを余儀なくされていた. なぜなら、「全部正確には伝わらない」ことを懸念し、情報の統制が不可能であることを認識していたからである. その結果、私的な空間が公的な空間へと変容し、「知らない土地に引っ越してきた感覚」を招いていた.

### 6.2 スティグマの不可視性

以上の事例検討を通して、犯罪者を家族にもつ人びとが情報の管理/操作の実践においては、周囲に事実が知られているのか、あるいは知られていないのかを判断することが,鍵となることが再認識された。この点は、先行研究で明らかにされてきたこととの共通点である。彼/彼女らの情報の管理/操作は、新たな他者との出会いにおいても求められものである。May が「インタビュイーによって経験されていた『隠すか/明かすか』のジレンマは彼ら彼女らの親族が有罪判決を下された後も長期間続くし、常に彼ら/彼女らの生活で新しい人との出会いにおいて、または彼ら/彼女らが新しい文脈に立ち入いるにおいて増える」(May2000: 212)と述べたように、犯罪者を家族にもつ人びとは、新たな他者との出会いや新しい文脈下でも情報の管理/操作を行わねばならない。

しかしながら、本稿の事例の検討では、犯罪者を家族にもつ人びとにとって新たな他者との出会いや新たな文脈下における情報の管理/操作が、決してネガティヴな側面のみをもつのではないことが明らかになった。なぜなら、彼/彼女らにとって、周囲に事実が知られていない状況を認識することが、戦略的な情報の管理/操作の実践を可能にしていたからである。例えば、A さんは、周囲が自身のことを知らない状況で、情報の管理/操作を行うことが可能であった。また、B さんはオープンにしないことを「生きる術」と語っているように、他者に事実を知られることに強い恐怖心を抱えていたものの、戦略的な情報の管理/操作を行うことによって、新たな親密圏を形成することに成功していた。他方、周囲に事実が知られてしまっていた C さんは、「知らない土地に引っ越してきた感覚」と語っていたように、私的な空間が公的な空間へと変容し、情報の管理/操作を行うことそれ自体を困難にしていた。こうした情報の管理/操作の実践を行うことを可能にしていたのは、自己の情報を知られていない状況で社会関係を得る過程においてであった。

以上の事例の検討を鑑みると、犯罪者を家族にもつ人びとの情報の管理/操作においては、他者に告知する手がかりがスティグマそのものにどの程度備わっているかという可視性の問題(Goffman 1963 = 2003: 88)だけでなく、スティグ

マそのものに他者に告知する手がかりが存在しないという不可視性の問題をもつことがわかる。事例の検討でみてきたように、彼/彼女らのスティグマが不可視性をもつがゆえに、情報の管理/操作の実践を行ううえでは、スティグマに関する情報が誰に、どのように、どのような内容まで伝わっているかという情報の把握とそれを統制することが求められていた。仮に、周囲に事実が知られているのか、あるいはいないのかが不明瞭な場合、その情報の把握が不可能になり、「誰に、どのように、いつ、どこで」(Goffman 1963 = 2003:80)情報の管理/操作を行うべきかという判断が困難になる。したがって、彼/彼女らにとって、情報の管理/操作を行うにあたっていかに他者にスティグマに関する情報が知られていないかが重要な意味を持つのである。なぜなら、不可視性が保証されているが故に、彼/彼女らは「誰に、どのように、いつ、どこで」情報の管理/操作を行うべきなのかを判断することができるからである。

# 7 研究の限界と今後の課題

本稿では、犯罪者を家族にもつ人びとのスティグマ管理について問うために、彼/彼女らの情報の管理/操作の実践について不可視性に注目し、考察を試みた、第1に、犯罪者を家族にもつ人びとに関する先行研究を整理し、そこで描かれてきた彼/彼女らの主体像を描きだした。また、先行研究をもとに、犯罪者を家族にもつ人びとのスティグマの概念的特徴として、古典的なスティグマ論が指摘してきた可視性ではなく、不可視性に注目する必要性を示した(第2章)、そして、彼/彼女らの情報の管理/操作の実践に注目すべく(第3章)、犯罪者を家族にもつ人びとに対するインタビュー調査をもとに事例検討を行った(第4章・第5章)、彼/彼女のスティグマをめぐっては、周囲に事実が知られている状況において、情報の管理/操作の実践の判断に必要なその状況が誰にどの程度知られているのかという情報の把握が不可能になっていた。したがって、スティグマそのものに他者に告知する手がかりが存在しないという不可視性の問題が孕んでいることが明らかになった(第6章)、

一方で、本稿では、犯罪者を家族にもつ人びとの不可視性について検討してきたものの、事例の検討では主に周囲に事実が知られていない状況における情報の管理/操作の実践に焦点化してきた。したがって、May(2000)が論点としてあげていた周囲に事実が知られている状況において、情報の管理/操作を含めたパッシング実践をめぐる不可視性が、彼/彼女らにいかなる影響を与えるのかは明らかにできていない。この点が、本稿における研究の限界である。そのため、犯罪者を家族にもつ人びとが周囲に事実が知られている状況においてのパッシング実践について、不可視性の観点から捉えていくことが今後における課題である。

謝辞 インタビュー調査にご協力いただきましたご家族の皆さま、特定非営利活

動法人 X の皆さまに心よりお礼申し上げます. ありがとうございました.

#### [注]

- 1) 本稿における「家族」とは、血縁関係にある両親および姉妹兄弟、配偶者等に限定しない。すなわち、「夫婦、親子、兄弟の関係を中核とする福祉追及の第1次集団」(野々山編 1992:5)と定義する。また、「犯罪者」とは、「刑罰法令の構成要件に該当し違法で有責な行為」をした者、あるいは少年法第3条における犯罪少年と該当された者とする。したがって、犯罪者本人には成人だけでなく未成年も含んでいる。また、本稿では、人生の途中で他の家族成員が犯罪者となった人を、犯罪者を家族にもつ人びととして捉えるため、犯罪者本人から生まれた子どもや、犯罪者と知ったうえで家族になった人はその定義に含まない。
- 2) Goffman は、モラル・キャリア概念を次のように説明した.「スティグマのある人が、常人の視角を学習し、自己のものとする過程であって、これを通して彼らは包括社会のアイデンティティに関する信憑と、何らかのスティグマをもつとはいかなることなのかということに関する一般的見解を習得する.他の局面は、彼が特定のスティグマをもち、そして今度はそれをもつことで招来される諸結果を詳細に知る過程なのである」(Goffman 1963=2003:61).田中理絵(2009)はモラル・キャリア概念に焦点をあて、家族崩壊を経験した子どもにインタビュー調査を行った。田中は、家族崩壊を経験した子どもたちのスティグマ経験の過程が類似性をもつことを明らかにした。
- 3) こうしたスティグマの特徴は、犯罪者を家族にもつ人びと以外にも、共通する場合がある。その代表例が、非異性愛者を家族にもつ人びとである(元山 2014; 三部 2014).
- 4) Condry (2007) は、こうしたセルフヘルプ・グループをめぐる議論以外にも、スティグマの感情である恥に注目し、インタビュー調査をもとにその恥の性質を概念化する作業を行っている。スティグマの感情は恥であり、それは主に刑事司法機関とのやり取りにおいて生じる(Arditti 2003; Fishman 1988).
- 5) ここでいう可視性とは、次のような3つの点とは区別されなければならない。 すなわち、周囲にいる人びとがスティグマに関する予備知識をもっていること、 場面によってスティグマが目立っているのかいないのかということ、 周囲にいる人びとから向けられる注意の焦点がスティグマそれ自体から転移すること (Goffman 1963 = 2003: 90-2) である.
- 6) Goffman によれば、回避儀礼とは、相互行為において受容者に対する敬意を持ちながらも、受容者の周囲にある名誉を侵害する境界を越えず適切な距離を保つことを指す(Goffman 1967 = 2012: 63).
- 7) Goffman (1963 = 2003: 80-1) は、次のような3つのスティグマの種類が存

在することを整理している。すなわち,第1に肉体のもつさまざまな醜悪さ,第2に個人の性格上のさまざまの欠点,第3に集団に帰属されるスティグマである。可視性の問題が顕著に表れると考えられるのは,第1のスティグマであり,目に見えるスティグマのパッシングに関する研究はある蓄積がみられる。たとえば,西倉実季は顔にあざのある女性のパッシング実践について検討している(西倉 2008)。

- 8) 本調査は、桃山学院大学大学院社会学研究科における修士論文の執筆のため に行った調査のデータを用いている。なお、調査の実施にあたっては、桃山学 院大学大学院社会学研究科委員会からの承認を得ている。
- 9) 先述の通り、本稿における事例の検討では、犯罪者本人から生まれた子どもの場合や、犯罪者と知ったうえで家族になった人は分析の対象としていない。
- 10) A さんと同様、子が窃盗を起こした D さんは、ある集団において自らを常人として振る舞う実践を行っていた。D さんは、その理由を「知らんぷりしてればいいんですけど」と答えていた。なぜなら、その集団においては家族を形成している者がおらず、そこでの会話において家族の話題が出ないと認識していたからである。
- 11) 犯罪者を家族にもつ人びとにとって,同じ属性をもたない他者との出会いや関係性の構築は、単に新たな社会関係を構築するだけでなく、スティグマの受容を行ううえでも鍵となるものである(髙橋 2015).

#### 「汝献]

- 阿部恭子編著,2015,『加害者家族支援の理論と実践 —— 家族の回復と加害者の 更生に向けて』現代人文社.
- Arditti, Joyce A., 2003, "Locked Doors and Grass Walls: Family Visiting at a Local Jail," *Journal and Loss and Trauma*, 8(2): 115–38.
- , 2005, "Families and Incarceration: An Ecological Approach," Families in Society, 86(2): 251–60.
- 鮎川潤, 2011,「性犯罪者の家族に関する研究」『法學新報』117(7)(8):27-58.
- Codd, Helen, 2002, "The Ties that Bind': Feminist Perspectives on Self-Help Groups for Prisoners' Partners", Howard Journal of Criminal Justice, 41 (4):334-47.
- Christian, Johnna and Kennedy, Leslie, W., 2011 "Secondary Narratives in the Aftermath of Crime: Defining Family Members' Relationships with Prisoners," *Punishment & Society*, 13(4): 379-402.
- Condry, Rachel, 2007, Families Shamed: The Consequences of Crime for Relatives of Serious Offenders, Cullompton: Willan.
- 土井隆義, 1988, 「ラベリング論と知識社会学 —— 逸脱行動の知識社会学的理解の試み | 『年報人間科学』 9: 27-46.

- Fishman, Laura T., 1988, "Stigmatization and Prisoners' Wives' Feelings of Shame," *Deviant Behavior*, 9 (2): 169-92.
- 深谷裕,2013,「日本における犯罪加害者家族支援の必要性と可能性 —— オーストラリアにおける加害者家族支援を手掛かりに」『基盤教育センター紀要』 15:141-67.
- -----, 2015,「配偶者が犯罪加害者となった女性たちの心理社会的経験 ---緊張と喪失」『都市政策所研究所紀要』9: 35-49.
- Goffman, Erving, 1963, Stigma: Notes on the Management of Spoiled Identity, New Jersey: Prentice-Hall.(=2003, 石黒毅訳『スティグマの社会学―― 烙印を押されたアイデンティティ』 せりか書房.)
- Goffman, Erving, 1967. *INTERACTION RITUAL: Essays on Face to Face Behavior*, Tuttle-Mori Agency. (=2012, 浅野敏夫『儀礼としての相互行為〈新訳版〉—— 対面行動の社会学』法政大学出版局.)
- Hirschi, Travis, 1969, Causes of Delinquency, University of California Press: Berkeley.(=1995, 森田洋司・清水新二監訳『非行の原因 —— 家庭・学校・社会のつながりを求めて』文化書房博文社.)
- 堀内守, 1985,「犯罪・非行事例に見られる家族関係のひずみ」『犯罪社会学研究』 10: 16-33.
- 本田宏治,2010,「犯罪と非行をめぐる家族の問い方と社会のひずみ」『青少年問題』57:20-5.
- 稲津秀樹,2010,「日系ペルー人の『監視の経験』のリアリティ――〈転移〉する空間の管理者に着目して」『社会学評論』61(1):19-36.
- Kepford, Lori, 1994, "The Familial Effects of Incarceration," *International Journal of Sociology and Social Policy*, 14(3)(4)(5): 54–90.
- 清永賢二,1985,「少年の再非行化とその家族的背景」『犯罪社会学研究』10:78 -95.
- 小柳武, 1989, 「犯罪抑止要因としての家族」 『犯罪社会学研究』 14:23-41.
- 本村汎, 1985,「非行の家族病理」『犯罪社会学研究』10:48-63.
- May, Hazel, 2000, "Murder's Relative: Managing Stigma, Negotiating Identity," *Journal of Contemporary Ethnography*, 29(2): 198–221.
- Mills, Alice and Codd, Helen, 2008, "Prisoners' families and offender Management: Mobilizing Social Capital," *Probation Journal*, 55(1): 9-24.
- Morris, Pauline, 1965, Prisoners and Their Families, London: Allen & Unwin.

- 望月嵩、1985、「犯罪・非行と家族の紐帯」 『犯罪社会学研究』 10:4-15.
- ------, 1989, 「犯罪者とその家族へのアプローチ」 『犯罪社会学研究』 14:57-69.
- 元山琴菜,2014,「『カミングアウトされた家族』から〈非異性愛者をもつ家族〉になることとは —— 『家族崩壊』に対応する母親役割に着目して」『家族社会学研究』26(2):114-26.
- Naser, Rebecca L. and Visher Christy, A., 2006, "Family Member's Experience with Incarceration and Reentry," Western Criminology Review, 7(2):20–31.
- 西倉実季, 2008,「異形の人々の対処戦略 —— 顔にあざのある女性のライフストーリーから|『年報社会学論集』21:37-48.
- 野々山久也編, 1992,『家族福祉の視点 —— 多様化するライフスタイルを生きる』 ミネルヴァ書房、
- 坂本佳鶴恵,2007,「スティグマ 他者への烙印」友枝敏雄・竹沢尚一郎・正村俊之・坂本佳鶴恵『社会学のエッセンス「新版]』 有斐閣,35-50.
- 佐藤典子,1989,「受刑者の受入環境の実態と問題点」『犯罪社会学研究』14:4-22.
- 三部倫子、2014、『カムアウトする親子 —— 同性愛と家族の社会学』御茶の水書 房。
- 生島浩, 1985,「非行臨床における家族への援助 —— 機能的な家族を目ざして」 『犯罪社会学研究』10: 64-77.
- 髙橋康史, 2014,「家族が罪を犯したことによる主観的認識と社会関係の変化
  - ---『地域』との関係性に注目して」『社会福祉学』55(1):49-62.
- 田中理絵, 2009, 『家族崩壊と子どものスティグマ〔新装版〕 —— 家族崩壊後の子どもの社会化研究』九州大学出版会。
- 内田良,2001,「児童虐待とスティグマ —— 被虐待経験後の相互作用過程に関する事例研究」『教育社会学研究』68:187-206.